

の改善に必要な措置をとるべきことを命ずることができる。

(塩製造業の廃止)

第十二条 塩製造業者は、その事業を廃止したときは、遅滞なく、その旨を財務大臣に届け出なければならない。塩製造業者がその事業を廃止したときは、その者に係る第五条第一項の登録は、その効力を失う。(登録の取消し等)

第十三条 財務大臣は、塩製造業者が次の各号のいずれかに該当するときは、第五条第一項の登録を取り消し、又は一月以内の期間を定めてその事業の停止を命ぜることができる。

一 この法律若しくはこの法律に基づく命令又はこれらに基づく処分に違反したとき。
二 第七条第一項第一号又は第三号から第五号までに掲げる者に該当することとなつたとき。
三 正當な理由がないのに、二年以内にその事業を開始せず、又は二年を超えて引き続きその事業を休止したとき。
四 不正の手段により第五条第一項の登録を受けたとき。

財務大臣は、前項の規定による処分をしたときは、遅滞なく、その旨を当該処分に係る者に通知しなければならない。(登録の抹消)

第十四条 財務大臣は、第十二条第二項の規定により塩製造業者の登録が効力を失つたとき、又は前条第一項の規定により塩製造業者の登録を取り消したときは、当該塩製造業者の登録を抹消しなければならない。

(特殊用塩等製造業の届出)

第十五条 特殊用塩又は特殊製法塩のみの製造業として行おうとする者は、次に掲げる事項を財務大臣に届け出なければならない。

一 商号、名称又は氏名及び住所
二 法人である場合においては、その代表者の氏名及び住所
三 主たる事務所の所在地及び貯蔵所の所在地
四 事業開始の予定年月日
五 その他財務省令で定める事項

第十六条 特殊用塩の製造を行おうとする者である場合は、当該特殊製法塩の名称及び用途又は性状

第十七条 特殊用塩のみに係る塩の特定販売業として行おうとする者は、次に掲げる事項を財務大臣に届け出なければならない。

六 特殊用塩又は特殊製法塩の製造能力	七 その他財務省令で定める事項
一 商号、名称又は氏名及び住所	二 法人である場合においては、その代表者の氏名及び住所
三 主たる事務所の所在地	四 塩の特定販売を行おうとする特殊用塩の名称及び用途又は性状
五 その他財務省令で定める事項	六 前項の届出をした者(以下「特殊用塩等製造業者」という)は、同項第一号、第二号又は第七号に掲げる事項に変更があつたときは遅滞なく、同項第三号から第六号までに掲げる事項を変更しようとするときはあらかじめ、その旨を財務大臣に届け出なければならない。
七 第四章 塩特定販売業	三 特殊用塩等製造業者は、その事業を廃止したときは、遅滞なく、その旨を財務大臣に届け出なければならない。

八 塩の特定販売業の登録	九 塩の特定販売を業として行おうとする者(特殊用塩のみに係る塩の特定販売を業として行おうとする者を除く。)は、財務大臣の登録を受けなければならない。
一 商号、名称又は氏名及び住所	一 商号、名称又は氏名及び住所
二 法人である場合においては、その代表者の氏名及び住所	二 法人である場合においては、その代表者の氏名及び住所
三 未成年者である場合においては、その法定代理人(塩の特定販売に係る営業に関し代理権を有する者に限る。)の氏名、商号又は名称	三 未成年者である場合においては、その法定代理人(塩の特定販売に係る営業に関し代理権を有する者に限る。)の氏名、商号又は名称
四 主たる事務所の所在地及び貯蔵所の所在地	四 主たる事務所の所在地及び貯蔵所の所在地
五 事業開始の予定年月日	五 事業開始の予定年月日
六 その他財務省令で定める事項	六 その他財務省令で定める事項

七 第十九条 塩の卸売を業として行おうとする者(特殊用塩又は特殊製法塩のみに係る塩の卸売を業として行おうとする者を除く。)は、財務大臣の登録を受けなければならない。	八 第二十一条 財務大臣は、塩の製造、輸入及び流通に関する調査研究等を行うことにより塩産業の健全な発展を図ることを目的とする一般社団法人又は一般財團法人であつて、国民生活に不可欠である良質な塩の安定的な供給の確保を図るために次条第一項に規定する業務を適正かつ確実に行うことができると認められるものを、その申請により、全国に一を限つて、塩事業セントナーとして指定することができる。
一 商号、名称又は氏名及び住所	一 商号、名称又は氏名及び住所
二 法人である場合においては、その代表者の氏名及び住所	二 法人である場合においては、その代表者の氏名及び住所
三 未成年者である場合においては、その法定代理人(塩の卸売に係る営業に関し代理権を有する者に限る。)の氏名、商号又は名称及び住所	三 未成年者である場合においては、その法定代理人(塩の卸売に係る営業に関し代理権を有する者に限る。)の氏名、商号又は名称及び住所
四 主たる事務所の所在地並びに営業所及び貯蔵所の所在地	四 主たる事務所の所在地並びに営業所及び貯蔵所の所在地
五 事業開始の予定年月日	五 事業開始の予定年月日
六 その他財務省令で定める事項	六 その他財務省令で定める事項

七 第二十一条 センターは、次に掲げる業務を行うものとする。	八 第二十二条 財務大臣は、前項の規定による届出があつたときは、当該届出に係る事項を公示しなければならない。
一 生活用に使用される塩(以下「生活用塩」という。)の供給を行うこと。	一 財務大臣は、前項の規定による届出があつたときは、当該届出に係る事項を公示しなければならない。
二 塩の備蓄を行うこと。	二 財務大臣は、前項の規定による届出があつたときは、当該届出に係る事項を公示しなければならない。
三 生活用塩の供給を行はば、緊急時(塩の供給が大幅に不足し、又は不足するおそれがある場合において、塩の供給を緊急に増加する必要があると財務大臣が認めるときをいう。第三十一条において同じ。)において、同条第一項の財務大臣の命令に基づき、塩の供給(塩を原料とする化学製品であつて政令で指定するもの(以下「指定化学製品」という。)の製造の用に供する塩の供給を除く。)を行うこと。	三 財務大臣は、前項の規定による届出があつたときは、当該届出に係る事項を公示しなければならない。
四 塩産業の効率化を促進するため塩の製造資料を収集し、及び提供すること。	四 塩の製造、輸入及び流通に関する調査研究等を行うこと。
五 塩の製造、輸入及び流通に関する調査研究等を行うこと。	五 塩の製造、輸入及び流通に関する情報又は言指導その他の援助を行うこと。

- 八 塩の品質に関する検査を行うこと。
センターについては、第三章から第五章までの規定は、適用しない。

(販売店契約等)

第二十三条 センターは、生活用塩の供給に係る業務を行うに当たり、生活用塩の販売についての契約（以下「販売店契約」という。）をセンターと締結した者（次項及び第三十二条において「販売店契約者」という。）に生活用塩を販売させることができる。

センターは、生活用塩の供給に係る業務のうち、販売店契約に係るセンターやの業務（販売店契約者に対する生活用塩の売渡しを除く。）の全部又は一部を塩卸売業者に委託することができる。

センターやは、前項に規定するもののほか、財務省令で定めるところにより、その業務の一部を、財務大臣の承認を受けて、他の者に委託することができる。

（業務規程の認可）

第二十四条 センターは、第二十二条第一項第一号から第四号までに掲げる業務（これらの業務に附帯する業務を含む。以下「生活用塩供給等業務」という。）の開始前に、生活用塩供給等業務の実施に関する規程（以下「生活用塩供給等業務規程」という。）を作成し、財務大臣の認可を受けなければならない。これを変更しようとするときも、同様とする。

財務大臣は、前項の認可をした生活用塩供給等業務規程が生活用塩供給等業務の適正かつ確実な実施上不適当となつたと認めるときは、センターに対し、その生活用塩供給等業務規程を変更すべきことを命ずることができる。

生活用塩供給等業務規程に記載すべき事項は、財務省令で定める。

（生活用塩供給等業務特別勘定）

第二十五条 センターは、生活用塩供給等業務に係る経理については、その他の経理と区分し、別に生活用塩供給等業務特別勘定を設けて整理するものとし、生活用塩供給等業務に係る財産又は生活用塩供給等業務に要する費用に充てるものとして附則第六条第一項の規定により拠出される財産を、同勘定に帰属させるものとする。

生活用塩供給等業務特別勘定とその他の勘定の間においては、財務省令で定める場合を除き、資金の相互流用をすることができない。

第一六条

センターは、毎事業年度開始前に

り、同項に規定す
行うものとする。

ノルマの財産の管理その他の業務を

第三十二条 (標識の掲示)

販売店契約者は、その店舗の見やす

八 塩の品質に関する検査を行うこと。
九 前各号に掲げる業務に附帯する業務を行うこと。
センターについては、第三章から第五章までの規定は、適用しない。
(本文は、四つ目まで)

(事業計画等)
第二十六条 センターは、毎事業年度開始前に
(第二十一条第一項の指定を受けた日の属する)
事業年度にあっては、その指定を受けた後速やかに、財務省令で定めるところにより、その

り、同項に規定する財産の管理その他の業務を行ふものとする。

(標識の掲示)
第三十二条 販売店契約者は、その店舗の見やすい場所に、生活用塩を取り扱う販売店契約者であることが容易に識別できる標識としてセントナリーが定める様式のものを掲示するよう努めなけ

(権限の委任)

第三十三条 財務大臣は、政令で定めるところに、生活用塩を取り扱う販売店契約者であることが容易に識別できる標識としてセントナリーが定める様式のものを掲示するよう努めなければならない。

(政令への委任)

第三十四条 この法律に定めるもののほか、この法律を実施するため必要な事項は、政令で定める。

(経過措置)

第三十五条 この法律の規定に基づき命令を制定し、又は改廃する場合においては、その命令で、その制定又は改廃に伴い合理的に必要と判断される範囲内において、所要の経過措置（罰則に関する経過措置を含む。）を定めることができる。

第八章 罰則

第三十六条 第三十一条第一項の規定による財務大臣の命令に対する違反があつた場合においては、五十万円以下の罰金に処する。

一 第五十五条第一項の規定に違反して、塩の製造業をして行つた者

二 第十三条第一項（第十七条及び第二十条において準用する場合を含む。）の規定による財務大臣の命令に違反した者

三 第十六条第一項の規定に違反して、塩の特定販売を業として行つた者

四 第十九条第一項の規定に違反して、塩の卸売を業として行つた者

第三十七条 次の各号のいずれかに該当する者は、三十万円以下の罰金に処する。

一 第十一条（第十七条及び第二十条において準用する場合を含む。）の規定による財務大臣の命令に違反した者

二 第十五条第一項の規定に違反して、特殊用塩又は特殊製法塩の製造を業として行つた者

の提出又は記載若しくは添付がなかつたことに
ついてやむを得ない事情があると認めるとき

は、当該記載をした書類及び同項の財務省令で定める書類の提出があつた場合に限り、第一項の規定を適用することができる。

一項の規定の適用に關し必要な事項は 政令で定める。

の附則の規定によりなお従前の例によることとされる事項に係るこの法律の施行後にした行為に対する罰則の適用については、なお従前の例による。

(政令への委任)

置は、政令で定める。
附 則（平成一〇年三月三一日法律第二
七号）沙

(施行期日) 第一条 この法律は、平成十年四月一日から施行

(塩事業法の一部改正に伴う経過措置)
する。

附則第八条第二項の規定は、平成十年度以後の年度分の土地に対して課する特別土地保有税について適用し、平成九年度分までの土地に対し

て課する特別土地保有税については、なお從前の例による。

（施行期日）抄
五二号

第一条 この法律は平成十二年四月一日から施行する。
(経過措置)

第三条 民法の一部を改正する法律(平成十一年法律第一百四十九号)附則第三条第三項の規定により従前の例によることとされる準禁治産者及

びその保佐人に関するこの法律による改正規定の適用については、次に掲げる改正規定を除き、なお従前の例による。

一から二十五まで 略

附 則（平成二年二月二日法律第
一六〇号）抄

<p>第一条 この法律（第二条及び第三条を除く。）は、平成十三年一月六日から施行する。ただし、次の各号に掲げる規定は、当該各号に定める日から施行する。</p> <p>一 第九百九十五条（核原料物質、核燃料物質及び原子炉の規制に関する法律の一部を改正する法律附則の改正規定に係る部分に限る。）、第千三百五条、第千三百六条、第千三百二十九条第二項、第千三百二十四条の規定</p> <p>附 則（平成一二年五月三一日法律第九号）抄</p> <p>（施行期日）</p> <p>第一条 この法律は、商法等の一部を改正する法律（平成十二年法律第九十号）の施行の日から施行する。</p> <p>附 則（平成一六年六月九日法律第八四号）抄</p> <p>（施行期日）</p> <p>第一条 この法律は、公布の日から起算して一年を超えない範囲内において政令で定める日から施行する。</p> <p>附 則（平成一六年二月一日法律第一四七号）抄</p> <p>（施行期日）</p> <p>第一条 この法律は、公布の日から起算して六月を超えない範囲内において政令で定める日から施行する。</p> <p>附 則（平成一八年六月二日法律第五〇四号）抄</p> <p>（施行期日）</p> <p>第一条 この法律は、一般社団・財団法人法の施行の日から施行する。</p> <p>附 則（平成二三年六月二四日法律第七四号）抄</p> <p>（施行期日）</p> <p>第一条 この法律は、公布の日から起算して三月を経過した日から施行する。ただし、次の各号に掲げる規定は、当該各号に定める日から施行する。</p> <p>一 第四十一条、第五十九条、第六十一条、第七十五条（児童福祉法第三十四条の二十の改正する。）</p>	<p>（施行期日）</p> <p>第一条 この法律は、刑罰等一部改正法施行日から施行する。ただし、次の各号に掲げる規定は、当該各号に定める日から施行する。</p> <p>一 第五百九条の規定</p>	<p>（施行期日）</p> <p>第一条 この法律は、一般社団法人及び一般財団法人に関する法律（平成十八年法律第四十八号）における法人の役員の資格を成年被後見人又は被保佐人であることを理由に制限する旨の規定について、この法律の公布後一年以内を目途として検討を加え、その結果に基づき、当該規定の削除その他の必要な法的措置を講ずるものとする。</p> <p>第三条 この法律の施行前にした行為に対する罰則の適用については、なお従前の例による。（検討）</p> <p>第七条 政府は、会社法（平成十七年法律第六号）及び一般社団法人及び一般財団法人に関する法律（平成十八年法律第四十八号）における法人の役員の資格を成年被後見人又は被保佐人であることを理由に制限する旨の規定について、この法律の公布後一年以内を目途として検討を加え、その結果に基づき、当該規定の削除その他の必要な法的措置を講ずるものとする。</p> <p>第二条 この法律の施行前にした行為に対する罰則の適用については、なお従前の例による。（検討）</p> <p>第一条 この法律（第二条及び第三条を除く。）は、平成十三年一月六日から施行する。ただし、次の各号に係る児童の保護等に関する法律第二十六条の改正規定に限る。）、第百四十三条、第百四十九条、第百五十二条、第百五十四条（不動産の鑑定評価に関する法律第二十五条第六号の改正規定に限る。）及び第百六十八条並びに附則第三条及び第六条の規定</p>
---	--	--